

食料供給基盤保全管理対策支援事業実施要綱

平成21年4月1日付け20農振第2331号

農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

世界の食料需給は、世界的な人口の増加、農産物の国際価格の高騰などの影響から、中長期的にひっ迫するおそれが高まっており、今後、国内農業において安全で信頼性の高い食料供給力の強化と食料自給率の向上に向けた取組を一層強化していく必要がある。

食料供給力の一層の強化のためには、これを構成する農地・農業用水、担い手、技術という、要素ごとに現状を分析し、実効ある対策を講じることが重要である。特に、農地・農業用水が有する食料供給の機能は、国民へ安全で信頼性の高い食料供給基盤として、また効率的かつ安定的な経営体が先進的な技術を駆使しながら農業経営を展開する基礎的条件として、極めて重要な機能である。

このため、その現状を調査・分析評価し、その結果を関係者が共有し、必要な対策を講じるための基礎情報としていくことが重要である。また、そのような機能が、我が国の多様な立地条件や重要品目の生産条件等に対する適合性（以下「現地適合性」という。）を有しているかを検証していく必要がある。

このようなことから、農地、農業用水、農業水利施設等の適切な保全管理を通じた安全で信頼性の高い食料の安定供給の機能等について、民間団体が有する知見と技術を活用し、地域レベルで普及している効果的な取組等について多様な調査を行い、その機能の分析評価を行うこととする。また、これらの成果のデータを整備し、関係機関等に提供・共有するとともに、機能評価結果等について現地適合性の検証を支援することで、農地・農業用水の保全管理を通じた食料供給力の確保等に資することとする。

第2 事業の実施方針

本事業は、農地、農業用水、農業水利施設等の適切な保全管理を通じた安全で信頼性の高い食料の安定供給の確保等のため、関係者との連携の下に実施し、成果を共有するものとする。

第3 事業内容

本事業で実施する事業内容は、別表の「事業内容」の欄に掲げるとおりとする。

第4 事業実施主体

本事業の実施主体は、別表の「事業実施主体」の欄に掲げるとおりとする。

第5 採択要件

本事業の採択に当たっては、別表の「採択要件」の欄に掲げるすべての要件を満たすものとする。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とする。

第7 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施採択申請書を作成し、事業実施計画書その他必要な書類を添付の上、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により提出のあった事業実施採択申請書を審査の上、本事業を実施させることが適当であると認めるときは、事業実施主体に対して事業採択の通知を行うものとする。
- 3 事業実施主体は、事業計画の重要な部分の変更を行うときは、農村振興局長が別に定めるところにより事業計画変更承認申請書を作成し、事業実施計画書その他必要な書類を添付の上、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

第8 助成

国は、予算の範囲内で本事業に必要となる経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第9 事業実施結果の報告

事業実施主体は、毎年度、本事業の実施結果を、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

第10 事業の評価

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により報告を受けたときは、その結果を踏まえ、翌年度の本事業の適正な執行に配慮するものとする。

第11 推進指導

- 1 国は、農林水産省本省及び地方農政局並びに内閣府沖縄総合事務局における推進指導体制を整備するとともに、関係部局等が一体となって、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 2 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、本事業について、関係者以外の者の意見を聴取するものとする。

第12 他事業との連携

本事業は、事業の円滑かつ効果的な事業の推進を図る観点から、次に掲げる事業との連携に留意の上実施するものとする。

- 1 水土里情報利活用促進事業
- 2 農地情報共有化支援事業

第13 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別表

事業内容	事業実施主体	採択要件
<p>本事業は、農地、農業用水、農業水利施設等の適切な保全管理を通じた安全で信頼性の高い食料の安定供給の確保等のため、次の内容を実施できるものとする。</p> <p>1 調査計画の策定等 (1) 食料供給基盤の保全管理等のための調査 (2) 2に掲げる調査及び評価の計画等の策定のための地域農業政策等に関する調査</p> <p>2 農地・農業用水が有する安全で信頼性の高い食料の安定供給の機能等の調査及び評価 (1) 機能調査 (2) 機能評価 (3) 機能調査及び機能評価結果データの整備等</p> <p>3 農地・農業用水が有する安全で信頼性の高い食料の安定供給の機能等の調査及び評価結果に係る現地適合性試験 (1) 機能調査及び機能評価に基づく現地適合性試験 (2) 機能調査及び機能評価に基づく保全管理手法の検討</p>	<p>本事業の事業実施主体は、以下に掲げる団体のうち、地方農政局長等が別に定める公募要領により応募したものの中から選定された団体とする。</p> <p>農業協同組合連合会 農業協同組合 全国農業会議所 農業会議 農業委員会 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう） 農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。） 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。） NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。） 一般社団法人又は一般財団法人 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条1項に規定する法人） 土地改良区 土地改良事業団体連合会 大学（学校教育法昭和22年法律第26号第83条1項または第108条第1項に規定する大学） その他農地、農業用水、農業水利施設の適切な保全管理を通じた食料の安定供給又は多面的機能の発揮に向けた活動を行う団体（農村振興局長が別に定めるものに限る。）</p>	<p>本事業の採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 農地、農業用水、農業水利施設等の適切な保全管理を通じた安全で信頼性の高い食料の安定供給等に効果が見込まれること。</p> <p>2 事業実施計画に基づく事業が、事業実施期間以内に完了することが見込まれるものであること。</p> <p>3 その他 農村振興局長が別に定める承認基準に適合するものであること。</p>